

サポートルーム **風の又三郎**

重要事項説明書



〒020-0117 盛岡市緑が丘三丁目 20 番 56 号

TEL・FAX 019-662-3303

指定計画相談支援重要事項説明書

この重要事項説明書は、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく「指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」並びに「児童福祉法」に基づく「指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者の概要

法人の名称	特定非営利活動法人ハートピュア盛岡
法人の所在地	岩手県盛岡市緑が丘三丁目20番56号
法人の電話番号	019-662-6699
法人のFAX番号	019-661-6699
法人のE-mail	kazemata@seagreen.ocn.ne.jp
法人の代表者	理事長 中村 英治
法人の設立年月日	平成17年7月13日
法人の目的と主な事業	法人は、心身に障がいを持つ当事者、家族、ボランティア、一般市民が協力し合い、心身に障がいをもつ者の社会復帰の促進を図り、「完全参加と平等」を指標に障がい者の自立と福祉の増進に寄与することを目的としています。 法人は、上記の目的を達成するため、下記の事業を行います。 (1) 障害福祉サービス事業 (2) 相談支援事業 (3) 地域生活支援事業 (4) 介護保険法による指定サービス事業及び予防サービス事業 (5) その他の事業

2. 事業所の概要

事業所の名称	サポートルーム風の又三郎
事業所の所在地	岩手県盛岡市緑が丘三丁目20番56号
事業所の電話番号	019-662-3303
事業所のFAX番号	019-662-3303
事業所のE-mail	kazemata@seagreen.ocn.ne.jp
事業所の開設年月日	平成26年1月1日

事業の目的・運営方針	<p>1. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援は、利用者及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な支援の提供を確保することを目的とします。</p> <p>2. 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。</p> <p>3. 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4. 前3項に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施します。</p>								
事業の実施状況	<p>利用者管理数</p> <table data-bbox="539 1084 1302 1144"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>合計 120 件</td> <td>令和3年度</td> <td>合計 127 件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>合計 122 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	令和元年度	合計 120 件	令和3年度	合計 127 件	令和2年度	合計 122 件		
令和元年度	合計 120 件	令和3年度	合計 127 件						
令和2年度	合計 122 件								

3. 事業所の職員体制

職種	勤務形態
管理者	常勤1名（兼務）
相談支援専門員	常勤3名（兼務）
事務職員	常勤1名（兼務）、非常勤1名（兼務）

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管 理 者	<p>職員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>

相談支援専門員	利用者等の日常生活全般に関する相談業務、及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行います。 (ア) アセスメントを実施すること。 (イ) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成すること。 (ウ) サービス等利用計画を利用者等に交付し同意を得ること。 (エ) モニタリングを実施すること。 (オ) その他必要な相談及び援助
事務職員	必要な事務を行います。

5. 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとなります。
サービス提供日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日を除きます。
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時30分までとなります。

6. 通常の事業の実施地域

盛岡市、滝沢市、八幡平市、紫波町、矢巾町、岩手町、葛巻町、雫石町、北上市、遠野市、等

7. 主たる対象者

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者
- ・難病等対象者
- ・障がい児

8. 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又は障がい児の保護者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者又は障がい児の保護者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者又は障がい児の保護者の同意を得た上で、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画を完成し、利用者及び障がい児の保護者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

<p>計画の実施状況の把握及び計画の変更等</p>	<p>利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的にしつつ、作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又は障がい児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>入所施設等への紹介又は地域生活への移行に係る情報提供</p>	<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設、指定障害児入所施設若しくは精神科病院への入所又は入院を希望する場合は、入所施設等への紹介を行います。また、入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう援助します。</p>

9. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。なお、代理受領した利用料の額については、利用者へ通知します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、その実費をいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用した場合は公共交通機関の定める運賃 ・事業者の自動車を使用した場合 <p>通常の事業の実施地域以外（6の項目で定めている） 1回（片道）につき900円</p>

10. 利用料金の支払方法

利用料の支払方法は下記から選ぶことができます。

(1) その都度、現金にて支払う。

(2) 交通費の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、所定の期日までに現金又は振込でお支払いください。

振込先口座

18歳以上の利用者	口座 岩手銀行高松支店（普通）2058001 名義 特定非営利活動法人ハートピュア盛岡 理事長 中村英治
18歳未満の利用者	口座 岩手銀行高松支店（普通）2058010 名義 特定非営利活動法人ハートピュア盛岡 理事長 中村英治

※振込手数料はご負担願います。

11. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【本事業所が加入する損害賠償保険の内容】

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	施設賠償責任保険
補償の概要	・ 対人賠償 1億円 ・ 対物賠償 5億円 ・ 人格権侵害 百万円

12. 苦情を受け付けるための窓口

【本事業所の苦情窓口】

窓口担当者	管理者兼相談支援専門員 加賀山 明美
苦情解決責任者	所長 中村 英治
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日を除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時30分までとなります。
電話番号	019-662-3303
FAX番号	019-662-3303
E-mail	kazemata@seagreen.ocn.ne.jp

※苦情受付ボックスを事業所の廊下に設置しています。

【第三者委員】

氏名	触沢 明道
電話番号	080-1846-2030
氏名	菊池 雅裕
電話番号	019-661-1733

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は岩手県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【岩手県福祉サービス運営適正化委員会】

所在地	岩手県盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内
受付日	月曜日から金曜日となります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午後8時30分から午後5時となります。
電話番号	019-637-8871 019-637-9718
FAX番号	019-637-9712
E-mail	tekiseika@iwate-shakyo.or.jp

※行政機関の相談窓口は、所在市町村の障がい福祉課や福祉課等、障がい福祉に関する業務を所管する担当課となります。

盛岡市役所 障がい福祉課	・所在地：岩手県盛岡市内丸12-2 ・電話番号：651-4111
滝沢市役所 地域福祉課	・所在地：岩手県滝沢市中鶴飼55番地 ・電話番号：684-2111
矢巾町役場 生きがい推進課	・所在地：岩手県矢巾町大字南矢幅13-123 ・電話番号：611-2823

	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地： ・電話番号：
--	-------------------------------------------------------------------------

13. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 加賀山 明美

(2) 成年後見制度の利用

支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

14. サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。また、利用者及び障がい児の保護者が他の指定特定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、直近のサービス等利用計画又は障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
 - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - アセスメントの記録
 - サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
- ・利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

令和 年 月 日

指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 岩手県盛岡市緑が丘三丁目20番56号
(名称) 指定特定相談事業所「サポートルーム風の又三郎」
(代表者) 管理者 加賀山 明美 印

説明者

(事業所) サポートルーム風の又三郎
(職氏名) 相談支援専門員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者

(住所)
(氏名) 印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者になって、その署名を代筆しました。

代筆者

(住所)
(氏名) 印

(続柄)